

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年11月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	64 トン	91 トン	超過済
		0.1 トン	91 トン	超過済
3	クリーム	29 トン	28 トン	1 トン
		7.8 トン	28 トン	超過済
4	粉乳類	50,712 トン	27,281 トン	23,431 トン
		11,065 トン	25,876 トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168 トン	1,249 トン	919 トン
		7.7 トン	1,240 トン	超過済
6	加糖れん乳	116 トン	224 トン	超過済
		13 トン	56 トン	超過済
7	ヨーグルト	13 トン	16 トン	超過済
		0 トン	16 トン	超過済
8	バターミルク	188 トン	17 トン	171 トン
		5.6 トン	8.8 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925 トン	28,349 トン	39,576 トン
		36,287 トン	25,233 トン	11,054 トン
10	その他の乳製品	12,628 トン	6,116 トン	6,512 トン
		6,836 トン	6,116 トン	720 トン
11	バター	15,408 トン	16,488 トン	超過済
		731 トン	16,123 トン	超過済
12	雑豆	109,966 トン	56,562 トン	53,404 トン
		78,537 トン	35,087 トン	43,450 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756 トン	3,488,612 トン	2,399,144 トン
		3,064,807 トン	3,403,767 トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	788,321 トン	529,882 トン
		212,886 トン	181,431 トン	31,455 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	402,169 トン	398,454 トン
		714,372 トン	402,169 トン	312,203 トン
15	コーンスターチ	1,135 トン	2,513 トン	超過済
		125 トン	2,513 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	5,308 トン	11,102 トン
		2,906 トン	4,945 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	97,906 トン	66,958 トン
		161,600 トン	97,906 トン	63,694 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	10,460 トン	11,614 トン
		22,074 トン	10,460 トン	11,614 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	963 トン	802 トン
		858 トン	923 トン	超過済
20	イヌリン	791 トン	894 トン	超過済
		6.9 トン	40 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	22,787 トン	14,533 トン
		37,406 トン	22,787 トン	14,619 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	138 トン	234 トン
		344 トン	138 トン	206 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	3,964 トン	5,599 トン
		1,792 トン	1,919 トン	超過済
24	でん粉調製品	108 トン	171 トン	超過済
		101 トン	171 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	2,012 トン	4,255 トン
		143 トン	1,303 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	7,136 トン	13,975 トン
		98 トン	1,125 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	4.0 トン	4.5 トン
		8.5 トン	4.0 トン	4.5 トン
29	生糸	479 トン	176 トン	303 トン
		475 トン	176 トン	299 トン

【備考】

・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。

・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。